

# 令和8年度 府中市立府中第十中学校 いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものです。学校は全ての生徒が、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを行ってはならないこと、また、いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを容認することであると理解させ、それらを絶対に行わせないためのいじめ防止等の対策を行います。

いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得るという認識の下、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要があります。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはなりません。未然防止・早期発見・早期対応を基本として保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことが必要であると考え、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校と地域で協働して取り組む教育活動を推進していきます。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（平成25年度から）

## 3 「府中第十中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために「府中第十中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

委員会の構成は、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、事務主任とし、週1回開催される企画会議に併せて開催します。（SCとは、勤務日に報告・連絡・相談を行う）ただし、いじめの事案の発見、相談・通報等があった場合には緊急開催します。

## 4 いじめの防止等に関する内容

### （1）いじめの未然防止のための取組

- ・「いじめはひきょうな行為であり、どんな理由があっても絶対にやってはいけない」「いじめに対して、どんな理由があっても、はやし立てたり、同調したり、加担したりしない」「どんな理由があっても絶対にいじめを許してはいけない」「いじめに対して、見て見ぬふりをしてはいけない」「インターネットや携帯電話等での情報の危険性を理解し、『ネットいじめ』等をしない」「いじめをやめさせること、いじめを受けたり見たりしたら相談・通報することは勇気ある正しい行為である」を集会、学級活動、道徳の時間、各教科、総合的な学習の時間、部活動などすべての教育活動を通じて徹底して指導します。

- ・「明るいあいさつ、きれいな学校、時間を守る」の合言葉のもと、礼儀正しさ、心づかい、約束を守ることを養い、一人一人が他者に対して誠実に思いやることができる生徒を育成します。
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進します。
- ・ボランティア活動や地域貢献の活動を通して、多くの人々と関わりを持ち、地域全体で生徒を見守る体制を作ります。
- ・全教職員が「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、いじめ防止についての研修会や職員連絡会を通して共通理解を図り、未然防止のため組織的に対応します。
- ・「生命尊重」「思いやりの心」「正義を重んじ、偏見や差別をなくす」などの道德教育・人権教育の充実を図り、人と人の絆を大切にした教育を推進します。（年3回）
- ・インターネットや携帯電話等での情報の特性や危険性を踏まえて、「ネットいじめ」を防止し、生徒・保護者が効果的に対処できるよう「情報モラル」教育やセーフティ教室を実施します。

## (2) いじめの早期発見のための取組

- ・学級担任、教科担任、部活動顧問などが日常的に観察や声かけに心がけ、小さな変化も逃さないよう努めます。
- ・生徒や保護者がいつでも気軽に相談できる雰囲気作りを心がけ、共感、傾聴の気持ちで話を聞きます。
- ・いじめの早期発見のため、生徒や保護者に対する定期的な調査を行います。
  - 生徒アンケート（6月、11月、2月）
  - 心の健康観察（毎月1回、ただし6月・11月・2月を除く）
  - 学校評価アンケート（6月、12月）
  - 三者面談、教育相談等を通じた生徒・保護者からの聞き取り調査（夏休み、12月）
- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用し、いじめの早期発見等に関する資質向上を図ります。

## (3) いじめの早期解決のための取組

- ・いじめを見たり、疑いのある行為を見たりした場合、すぐにその行為をやめさせるとともに、学年職員、生活指導担当、管理職等に報告・連絡・相談を行い、すみやかに事実の確認と解決のための手だてを組織的に行います。
- ・いじめに関する相談・通報を受けた場合は、学年職員、生活指導担当、管理職等に報告し、他の職員とともにすみやかに事実の確認と解決のための手だてを組織的に行います。
- ・いじめの事実や疑いのある行為が確認されたときは、「府中第十中学校いじめ防止対策委員会」において情報共有し、解決策や支援の検討、再発防止などの対応を組織的に行います。
- ・いじめの事案について、生徒の実態や指導の経過等の情報を、十中の様式の記録ファイルにより、パソコンの共有フォルダに保存し、全教職員で共有します。
- ・いじめを受けた生徒、保護者には、その立場に立ち、適切な支援を行います。また、スクールカウンセラーによる心のケアを行います。
- ・いじめを行った生徒に対しては、「いじめはひきょうな行為であり、どんな理由があっても絶対にやってはいけない」ことを毅然とした態度で指導するとともに、保護者へも支援や助言を継続的に行います。また、スクールカウンセラーによる支援も行います。

- ・いじめに対して、はやし立てたり、同調していた生徒については、「その行為がいじめに加担する行為であり、どんな理由があってもやってはいけないことである」ことを指導するとともに、保護者へも支援や助言を継続的に行います。
- ・見て見ぬふりをしていた生徒にも、他人事にするのではなく、自分の問題として捉えさせ、「いじめを見たら相談・通報することは勇気ある正しい行為である」ことを指導します。
- ・いじめの当事者同士で争いを生じさせないように、学校は関係保護者と情報の共有や対応の理解をしてもらうための措置を適切に行います。

#### (4) 重大事態への対処

- ・重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」と定義されています（いじめ法第28条第1項）。
- ・いじめを受けた生徒の安全の確保を何よりも優先して考え、組織的に対処します。
- ・生徒や保護者から申立てがあった場合は、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、必要があると認められる場合は、いじめた生徒に対して、保護者と相談・連携を図りながら、一定期間別室学習・自宅学習等の適切な措置を講じます。
- ・重大事態の発生が確認された場合、直ちに教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会他、警察署等と連携して対処します。
- ・「府中第十中学校いじめ防止対策委員会」では、重大事態発生に係る事実関係を明確にするための調査等を行い、調査によって明らかになった事実について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で情報提供・説明を行います。

## 5 年間計画

4月	いじめに関する研修、セーフティ教室、心の健康観察
5月	いじめに関する授業、心の健康観察
6月	ふれあい月間、いじめに関する研修、生徒アンケート、学校評価アンケート、SOSの出し方講座
7月	三者面談、心の健康観察
8月	
9月	心の健康観察
10月	いじめに関する授業、心の健康観察
11月	ふれあい月間、いじめに関する研修、生徒アンケート
12月	三者面談、学校評価アンケート、心の健康観察
1月	いじめに関する授業、心の健康観察
2月	生徒アンケート
3月	心の健康観察